

平成12年11月22日

各都道府県介護保険主管課担当係長 殿

厚生省老人保健福祉局計画課予算係長

介護保険事業費補助金（低所得者対策分）における補助対象月について

標記については、平成12年9月7日付厚生省発老第132号により通知したところですが、いわゆる低所得者対策の事業を遂行するにあたり、一部自治体から補助対象月の取り扱いに関する疑義照会があったことから、今回、その取り扱いを次のとおりとしますので、御連絡申し上げます。

記

- 1 「法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減措置事業」及び「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業」について

当該事業については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年3月7日厚生省令第20号）第1条第2号第6項の規定により取扱われており、現物給付分についてはサービス提供があった翌月に支出負担行為が行われることとなるため、補助対象月は、介護保険特別会計と同様、3月から翌年2月（サービス提供月）までの12月分とする。したがって、平成12年度については、4月から翌年2月までの11月分とする。（平成12年1月26日厚生省介護保険準備室長事務連絡「平成12年度介護保険の保険者の予算編成について」参照）

- 2 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保健サービスに係る利用者負担額減免措置事業」及び「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について

当該事業については、社会福祉法人等に対する助成事業であり、3月までに支出負担行為が可能であることから、原則として、補助対象月は4月から翌年3月までの12月分とする。